

平成20年12月9日

リコー・ヒューマン・クリエイツ株式会社の審査員研修機関の認定について

財団法人 日本情報処理開発協会
プライバシーマーク推進センター

プライバシーマーク制度では、「プライバシーマーク審査員研修機関認定制度（以下「研修機関認定制度」という。）」を創設し、平成20年9月1日より、プライバシーマーク審査員研修機関（以下「研修機関」という。）の募集を開始しておりましたが、この度、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、下記によりリコー・ヒューマン・クリエイツ株式会社を研修機関として認定いたしました。

研修機関は、プライバシーマーク審査員補の資格を得るための研修、並びにプライバシーマーク主任審査員、プライバシーマーク審査員及びプライバシーマーク審査員補が資格を維持するために、年1回以上の受講を義務付けているフォローアップ研修を実施する機関です。

当協会と致しましては、今後とも、すでに資格をお持ちの方々及びこれから資格の取得を検討されている方々のために、研修機関の充実を目指して参ります。

研修機関認定制度の詳細は、[平成20年8月8日付のお知らせ](#)を、また、認定研修機関については、当協会HPの「[研修機関一覧](#)」をご覧ください。

記

認定機関名： リコー・ヒューマン・クリエイツ株式会社

認定番号： 51

認定期間： 平成20年11月27日～平成22年11月26日（2年間）

以上